

## 産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都千代田区大手町一丁目7番2号東京サンケイビル15階

氏名 メジャーヴィーナス・ジャパン株式会社  
代表取締役 渡辺 弘三廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。  
第14条の2第1項

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 平成29年 2月10日

許可の有効年月日 令和 4年 2月 9日

## 1 事業の範囲

(1) 業の区分：収集・運搬（積替え保管を含む。）

(2) 産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類、ばいじん、政令13号物（コンクリート固化物に限る。）

（石綿含有産業廃棄物を含む。）（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）（水銀含有ばいじん等を含む。）（以上15種類）

(3) 積替え保管できる産業廃棄物の種類

汚泥、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）

（積替え保管できる産業廃棄物の種類に係る限定条件は裏面のとおり）（以上 5種類）

## 2 積替え保管施設（詳細は裏面のとおり）

施設所在地：東京都江東区新木場四丁目2番21号

## 3 許可の条件

(1) 積替え保管を行う産業廃棄物の搬入は全て自ら行うこと。（石綿含有産業廃棄物を除く。）

(2) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。

(3) 積替え保管は本都の承認を得た方法により行うこと。

## 4 許可の更新・変更の状況

平成 29年 2月 10日 新規許可

平成 29年 5月 29日 変更許可

平成 29年 12月 26日 変更届

平成 30年 7月 5日 変更届

令和 2年 4月 24日 変更届

積替え保管の追加（石綿含有産業廃棄物）

積替え保管の追加（汚泥、金属くず）

積替え保管の保管量の変更（石綿含有産業廃棄物）

積替え保管の保管量の変更（石綿含有産業廃棄物）

5 積替え許可の有無 無

6 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 無

(裏面あり)



(裏面)

許可番号 第13-10-190368号

## 2 積替え保管施設

施設所在地：東京都江東区新木場四丁目2番21号

積替え保管面積：4,100m<sup>2</sup>

最大保管高さ：2.59m

産業廃棄物の種類	保管量	
汚泥、金属くず（廃乾電池（水銀使用製品産業廃棄物を除く）に限る。）	ドラム缶1個	0.2 m <sup>3</sup>
汚泥、金属くず（廃水銀電池（水銀使用製品産業廃棄物）に限る。）	ドラム缶2個	0.4 m <sup>3</sup>
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（廃蛍光灯（水銀使用製品産業廃棄物）に限る。）（破損したものに限る。）	ドラム缶3個	0.6 m <sup>3</sup>
廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類（いずれも石綿含有産業廃棄物に限る。）	コンテナ3個	77.6 m <sup>3</sup>
	合計保管量	78.8 m <sup>3</sup>

(以下余白)